

沼田市と群馬ヤクルト販売株式会社との連携協力に関する協定書

平成31年3月18日

沼田市（以下「甲」という。）と群馬ヤクルト販売株式会社（以下「乙」という。）は、各分野において連携協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、双方の有する資源を有効に活用することにより、相互の発展及び充実を図るとともに、地域社会の発展に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 市が実施する健康増進及び食育に関すること。
- (2) 高齢者、障害者及び子どもの支援に関すること。
- (3) 市の防災、災害対策及び防犯に関すること。
- (4) スポーツ及び文化振興に関すること。
- (5) 市が実施するシティプロモーション及び観光振興に関すること。
- (6) その他甲及び乙が協議して必要と認める事項に関すること。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報のうち「秘密情報」として相手方が指定したものについては、本協定の有効期間内及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の了承を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第4条 本協定は協定締結の日から発効し、有効期間は平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、両者のいずれからも解約の申出がないときは、更に1年延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、両者協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

甲 群馬県沼田市西倉内町780番地
沼田市

沼田市長

横心 公一



乙 群馬県前橋市高井町1丁目7番地の1
群馬ヤクルト販売株式会社

代表取締役社長

塩谷 輝行

